

# 令和8年度(2026年度)

# 償却資産(固定資産税)申告の手引き



日頃より、本市の税務事務にご協力いただきありがとうございます。

豊中市内に償却資産(事業用資産)をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の所有状況を申告することとなっています。

下記の申告期限内に申告書を必ず提出していただきますようよろしくお願いします。

**申告書の提出期限は令和8年(2026年)2月2日(月)です。**

- 償却資産申告書の提出先は豊中市固定資産税課償却資産担当です(住所は裏表紙に記載)。提出は固定資産税課窓口、郵送又は地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)にて受け付けています(裏表紙参照)。なお、各出張所での受付はできません。

- 以下の場合についても、申告してください。

- ・所有する資産が免税点未満の場合
- ・資産に増減なしの場合
- ・該当資産なしの場合
- ・転出、廃業、解散の場合

- 「償却資産(固定資産税)申告の手引き」「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」「種類別明細書」「課税標準の特例・非課税該当償却資産申告書(課税台帳)」などの各種様式は豊中市ホームページ(<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/moushikomi5/shokyaku.html>)からダウンロードすることができます。

豊中市 償却資産申告書

検索



- 申告書類一式に同封している「令和8年度種類別明細書(全資産用・プレ申告用)」には、本市で登録している課税台帳の資産明細から算出した令和8年度の資産の評価額などを記載しています。取得年月や耐用年数など、記載内容に誤りがありましたら、お知らせください。

## 【 目 次 】

1. 償却資産について ..... P.1～4
2. 申告について ..... P.5～6
3. 償却資産の評価と課税について ..... P.7～8
4. 申告書などの記入方法 ..... P.9～14

豊 中 市

# 1 償却資産について

## ① 償却資産とは

固定資産税の課税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業のために用いることができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(これらに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されるものを含む)をいいます。

※「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は利益を得ることを目的とすることを必要とはしません。

※「事業のために用いる」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

## ② 償却資産の種類とその例

申告していただく資産は次のとおりです。なお、下記の資産は一例ですので、これ以外にも所有している資産があれば申告してください。

資産の種類		例
構築物	構築物	広告塔、煙突、外灯、外構工事(門、舗装、植栽など)、駐車設備など
	建物附属設備	電気設備、給排水設備、空調・冷暖房設備、消火設備、内部造作(店舗内装設備)など ※④家屋と償却資産の区分(2~4ページ)を参照
機械及び装置		機械式駐車場設備、印刷設備、化学装置、金属加工設備、土木建設機械(道路運送車両法に規定する分類番号「0」「00~09」「000~099」の大型特殊車両を含む)など
航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具		道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「9」「90~99及び900~999」の車両)、農耕作業用自動車(最高速度が毎時35km以上のもの)、荷車、各種運搬具など ※自動車税、軽自動車税の対象になるものは除く
工具・器具及び備品		パソコン、LAN設備、家具(机、応接セット、陳列ケースなど)、冷凍・冷蔵庫、ガス機器、テレビなど映像音響機器、自動販売機、コピー機、医療用機器、娯楽・スポーツ器具、看板、金庫、鑑賞用・興行用の生物など



### ③ 業種別償却資産の具体例

償却資産の対象となる資産を業種別に例示しますと、次のとおりになります。

事務所(共通)	パソコン、コピー機、テレビ、看板、ネオンサイン、案内板、レジスター、応接セット、ロッカー、金庫、エアコン、自動販売機、内部造作、簡易間仕切り、舗装路面、駐車場設備など
小 売 業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵庫を含む)、日除けなど
工 場・作 業 所	受変電設備、製造設備、給排水設備、旋盤、ボール盤、梱包機、大型特殊自動車、福利厚生設備など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなどの大型特殊自動車、発電機など
喫茶・飲食店	厨房設備、テーブル・椅子、冷凍・冷蔵庫、室内装飾品、カラオケ機器など
理容・美容店	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
病院・診療所	ベッド、手術台、各種医療機器(X線装置、CTスキャンなど)、消毒殺菌用設備など
リハビリ・介護施設	機能回復訓練機器、ベッド、特殊浴槽、ストレッチャー、厨房設備、温冷配膳車、食器消毒保管庫、娛樂設備など
不動産賃貸業	受変電設備、中央監視制御装置、門扉・扉・緑化施設などの外構工事、集合郵便受、消火設備、屋外の給排水設備、駐車場などの舗装・機械設備など
駐 車 場 業	受変電設備、屋外照明などの電気設備、駐車装置(機械装置、ターンテーブル)、駐車料金自動計算装置、舗装路面など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンクなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ミシン、ビニール梱包装置など
浴 場 業	煙突、温水器、ろ過機、ボイラー、ポンプ、コインランドリー設備など
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、還元機など
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、人工芝、集球設備、ボール自動貸出機など
ホテル・旅館業	客室設備(寝台、家具、テレビなど)、厨房設備、洗濯設備、放送設備など

### ④ 家屋と償却資産の区分

「家屋の所有者が所有するもの」「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっているもの」「家屋の効用を高めるもの」に当たる建築設備は家屋として評価しますが、この三点すべてに当てはまらない設備は償却資産の対象となります。

税務会計上において、建物附属設備を建物本体に含めて一括で減価償却をしていても、地方税法上で家屋の評価に含まれない建物附属設備は、償却資産として申告が必要です。

ただし、家屋と設備などの所有者が異なる(テナントなど)場合は、すべて償却資産として取り扱います。(地方税法第343条第10項及び豊中市市税条例第60条第7項)

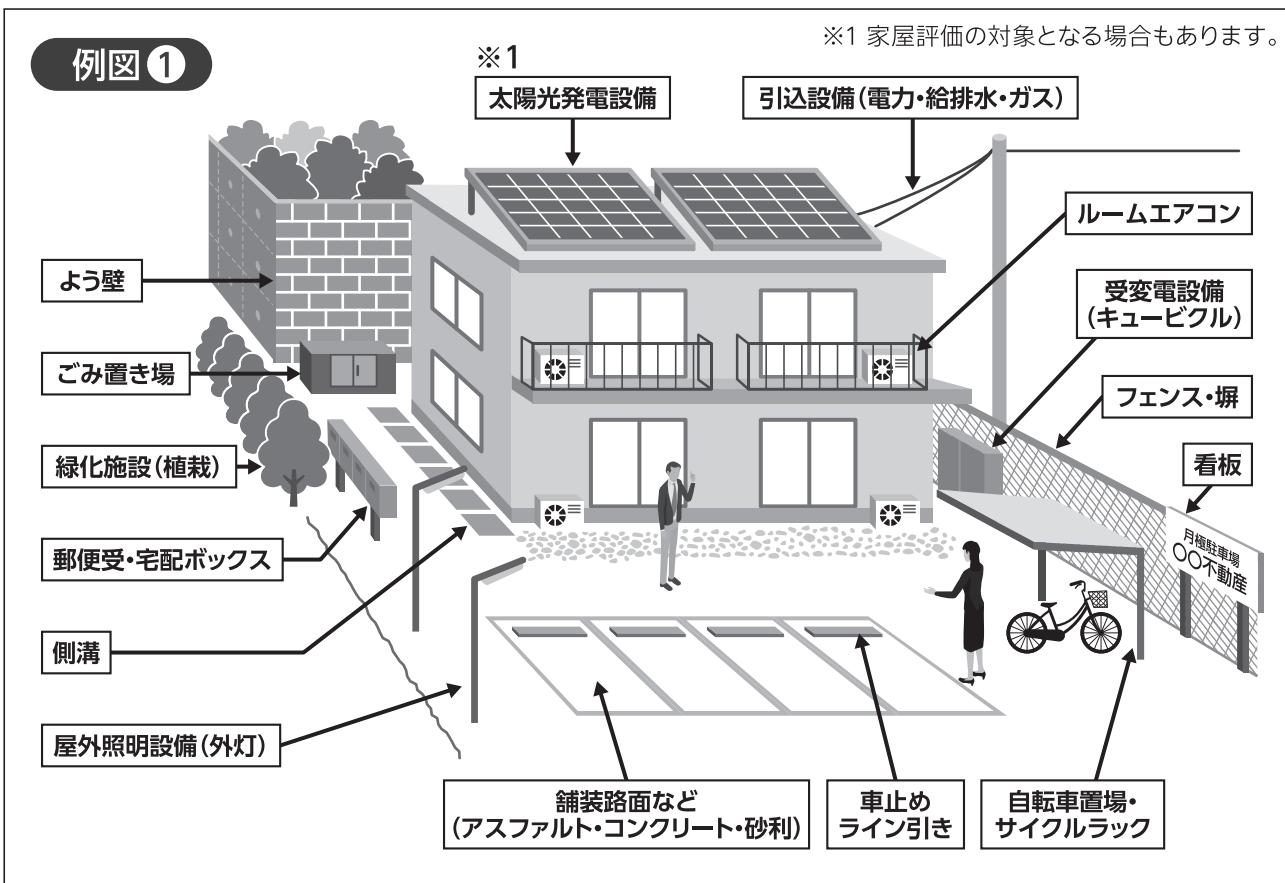
詳しくは、区分表(3ページ)と例図(4ページ)をご確認ください。

## 区分表

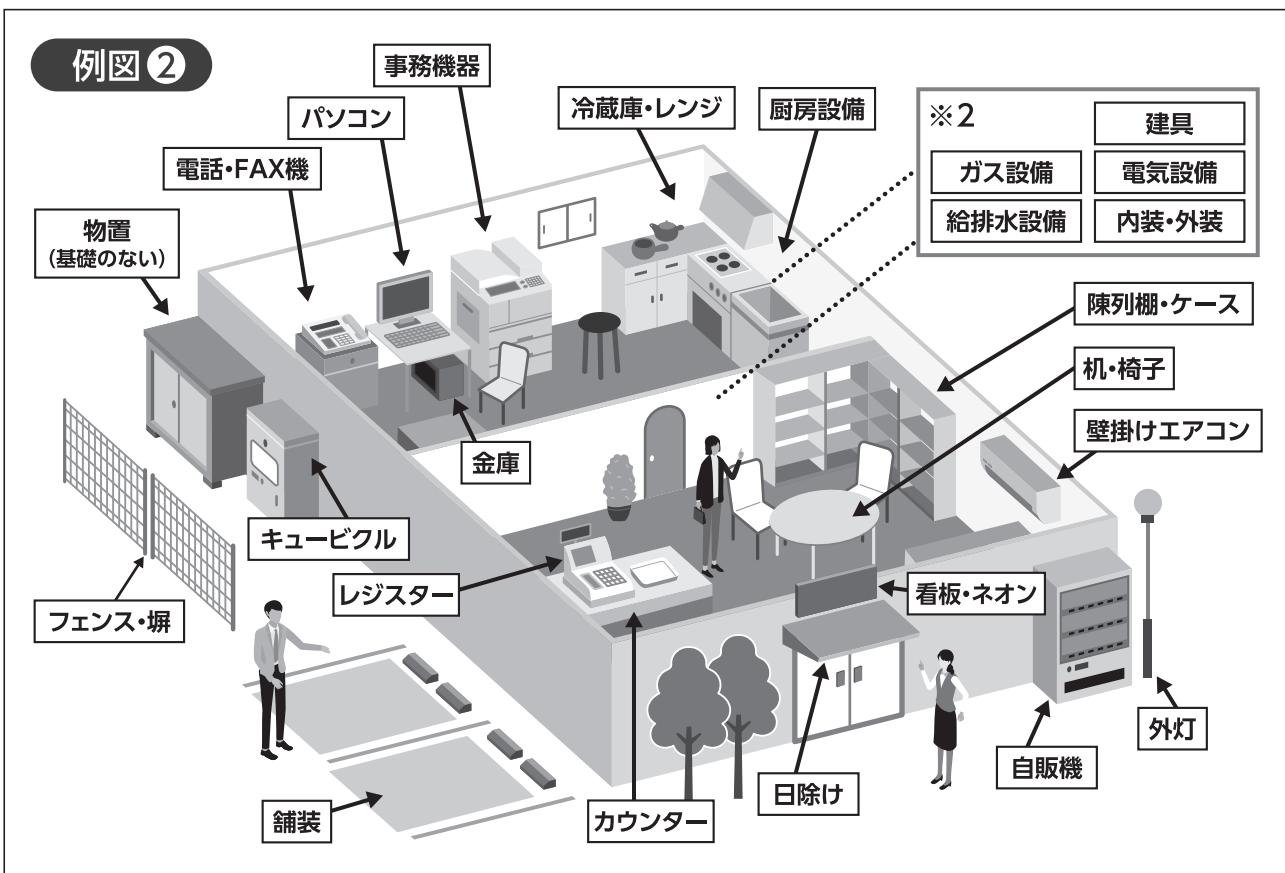
設備の種類		設備などの内容	家屋と設備などの所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・製作	店舗造作工事(備品・引込工事)		◎		◎
		店舗造作工事(床・壁・天井仕上など)	○			◎
	外構	工事・設備一式(舗装・門・塀・緑化施設など)		◎		◎
電気設備	受変電設備	設備一式・配電盤		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電器設備		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント・照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	電話・LAN設備	電話機、交換機など、LAN設備一式		◎		◎
		配管・配線、端子盤など	○			◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプなど		◎		◎
		配管・配線など	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画設備		◎		◎
		配管・配線など	○			◎
給排水設備など	給排水設備	引込工事、屋外／特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管など、高架水槽、受水槽、ポンプなど	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(洗面台などに用いる物)		◎		◎
		中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	引込工事、屋外／特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管など	○			◎
	消防設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備	○			◎
	空調設備	エアコン(壁掛け型)、特定の生産又は業務用		◎		◎
		エアコン(埋め込み式)	○			◎
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア、エレベーター(業務用)		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、リフト	○			◎
	厨房設備	飲食店・ホテル・寮・病院・食堂などの設備		◎		◎
		サービス設備以外のもの(給湯室など)	○			◎
	洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備一式		◎		◎
		サービス設備以外のもの	○			◎
	公衆浴場設備	温水器、ろ過器、ボイラー設備など		◎		◎
		浴槽設備	○			◎
	医療用機器設備	医療用設備・機器		◎		◎
		ナースコール	○			◎
	機械式駐車設備	設備一式(ターンテーブルを含む)		◎		◎
		自動車管制装置	○			◎
	その他の特殊設備	スクリーン、場内無線設備、簡易間仕切、広告塔、駐輪設備、ごみ処理設備など		◎		◎
		舞台、自動扉、非常階段(鉄骨製など)	○			◎

賃貸用のアパート・ビル・駐車場など事業に供する家屋・土地を所有されている方は、家屋・土地の固定資産税とは別に、償却資産に固定資産税がかかります。

償却資産に該当するものを例示しますと次のとおりです。これらは**償却資産として申告が必要**になります。



賃借人(テナントなど)の家屋所有者以外の方がその事業を営むために取り付けた内装・造作及び建築設備などは、償却資産の申告対象です。**賃借人の方**が申告してください。(※2)



## 2 申告について

### ① 申告していただく方

令和8年度償却資産申告書などを提出していただく方は、令和8年1月1日現在事業のために用いることができる償却資産を所有している方です。また、次の方々も申告が必要になります。

- ① 儻却資産をほかに貸している方
- ② 割賦販売の場合など、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- ③ 儻却資産の所有者が分からぬ場合は、使用されている方
- ④ 儻却資産を共有でお持ちの方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員が連名で申告していただく必要があります）

### ② 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、令和8年1月1日現在において、事業のために用いることができる償却資産で、次の①～⑩のいずれかに該当するものです。

なお、国税とは取扱いが異なりますのでご注意ください。（8ページ ⑦国税との取扱いの違いを参照）

- ① 税務会計上で減価償却の対象としている資産  
※法人の場合、10万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは申告の対象となります。
- ② 建設仮勘定で経理している資産のうち、事業の用に供することができる状態にあるもの
- ③ 決算期以降に取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上していない資産
- ④ 簿外資産（会社の帳簿には記載していない資産）であるが、事業の用に供しているもの
- ⑤ 耐用年数を経過し（減価償却済み）、帳簿上残存価額のみが計上されている資産
- ⑥ 遊休資産・未稼働資産であっても維持補修の行われている資産
- ⑦ 美術品などについて、「法人税基本通達7-1-1」などに規定される減価償却資産として取り扱うもの
- ⑧ 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当する）
- ⑨ 貸借人（テナントなど）の家屋所有者以外の方がその事業を営むために取り付けた内装・造作及び建築設備などの資産（地方税法第343条第10項及び豊中市市税条例第60条第7項の規定より、貸借人が償却資産として申告することになります）
- ⑩ 事業専用割合が100%ではない資産（事業専用割合にかかわらず、取得価額全額が申告対象となります）



## 早見表

耐用年数が1年を超えて取得価額(1個又は1組当たり)が10万円以上の資産について

	取得時期	取得価格	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必 要 経 費	申 告 対 象 外
		10万円以上 20万円未満	3 年 間 一 括 償 却	申 告 対 象 外
			減 価 償 却	申 告 対 象
		20万円以上	減 価 償 却	申 告 対 象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損 金 算 入	申 告 対 象 外
			3 年 間 一 括 償 却	申 告 対 象 外
			減 価 償 却	申 告 対 象
		10万円以上 20万円未満	3 年 間 一 括 償 却	申 告 対 象 外
			減 価 償 却	申 告 対 象
			減 価 償 却	申 告 対 象

※以下のような資産は、申告の対象外です。

- 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの  
(一時に損金又は必要経費に算入するもの)
- 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの
- 棚卸資産(商品など)
- 無形減価償却資産(ソフトウェア、特許権など)
- 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる自動車など

**！ 注意** 中小企業者などが平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得し使用する、取得価額30万円未満の減価償却資産については、当該取得の年度で損金又は必要経費に算入することができます。この特例措置は租税特別措置法による国税(法人税・所得税)に関する制度ですので、固定資産税では適用されません。この特例により損金又は必要経費に算入した資産は償却資産の申告が必要となります。

### 【実地調査などのご協力のお願い】

地方税法第408条の規定により、申告書受付後に申告内容を確認するため、納税者の方々に備え付けの減価償却明細書や固定資産台帳など、資産内容が分かる書類の写しをご提出いただくことがありますので、その際はご協力をよろしくお願ひします。

正当な理由が無く申告をされなかった場合には、過料を科されることがあります。(地方税法第386条)  
また、虚偽の申告をされた場合には、罰金を科されることがあります。(地方税法第385条)  
申告もれなどの場合の課税に際しては、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで(最大5年を限度)遡及することになります。

### 3 償却資産の評価と課税について

#### 1 償却資産の評価

償却資産の評価方法は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にしています。

資産一品ごとに評価額を算出後、全資産の合計額が決定価格(課税の基礎となる価格)となります。

##### 評価額の算定方法

評価額が取得価額の5%になるまで償却し、評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

取得時期	評価額
令和7年1月2日から令和8年1月1日まで	取得価額 × (1 - r/2)
令和7年1月1日以前	令和7年度の評価額 × (1 - r)

※r…耐用年数に応ずる減価率【参考1】(下記)

**！ 注意** 平成19年度の法人税法などにおける減価償却制度の改定による新定率法(250%定率法)及び残存価額と償却可能限度額の廃止(備忘価額1円)については、固定資産税では適用されません。

##### 【参考1】減価残存率表

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得分(1-r/2)	前年前取得分(1-r)			前年中取得分(1-r/2)	前年前取得分(1-r)			前年中取得分(1-r/2)	前年前取得分(1-r)
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
				15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
								55	0.041	0.979	0.959
								60	0.038	0.981	0.962

#### 2 税額及び免税点

$$\text{固定資産税額} \text{ (100円未満切り捨て)} = \text{課税標準額} \text{ (1,000円未満切り捨て)} \times 1.4\% \text{ (税率)}$$

課税標準額は、土地・家屋・償却資産の課税標準額を合計したものです。

ただし、償却資産の課税標準額が150万円(免税点)未満である場合は、固定資産税(償却資産)は課税されません。(課税されない場合は、特に通知しません)

#### 3 課税標準の特例

地方税法第349条の3、地方税法附則第15条、第15条の2及び第15条の3などに規定される一定の要件を備えた資産には、課税標準の特例が適用されます。新たに特例の対象資産を取得された場合は、「課税標準の特例・非課税該当償却資産申告書(課税台帳)」に必要事項を記入し、各種添付書類と共に提出してください。詳しくは、豊中市ホームページ(<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/sizei/kotei/gengaku/tokurei.html>)を参照してください。



## ④ 非課税となる資産

地方税法第348条2項に規定される一定要件を備えた償却資産は非課税になりますが、**申告は必要です。**

非課税対象の資産を所有されている場合は「課税標準の特例・非課税該当償却資産申告書(課税台帳)」に必要事項を記入し、各種添付書類と共に**毎年提出してください。**

## ⑤ 閲覧制度

自己の償却資産に係る課税内容は、毎年4月1日から固定資産課税台帳の閲覧により確認していただくことができます。なお、固定資産の価格は毎年3月31日までに決定されます。

## ⑥ 納期

固定資産税は、市役所から送付する納税通知書(納付書)により、通常5月・7月・9月・12月の4回に分割して納付していただくことになります。なお、納税には便利な口座振替・自動払い込みをご利用できます。詳しくは、豊中市税務管理課(TEL06-6858-2170)へお問い合わせください。

## ⑦ 国税との取扱いの違い

償却資産に対する課税上の取扱いを国税と比較すると以下のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	一般的の資産は定率法 ※減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する 償却率(耐用年数省令別表第七)と同じ	建物以外の一般的な資産は、 定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	×	○
特別償却、割増償却	×	○
増加償却の制度	○	○
改良費(資本的支出)	区分評価	原則は区分評価(合算評価の特例あり)
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで

## 4 申告書などの記入方法

### ① 償却資産申告書の用途

償却資産申告書は、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者が、地方税法第383条の規定により、市長へ償却資産の申告をする場合に使用するものです。

### ② 送付書類

申告書類としては、次の3点を送付しています。

- ①「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」
- ②「種類別明細書(全資産用・プレ申告用)」
- ③「種類別明細書(増減資産用)」

①②については、豊中市で登録している事業情報、課税台帳を記載しています。事業所の所在地や所有資産の取得年月、耐用年数など、記載内容に誤りがある場合は、該当部分を訂正のうえ、ご申告ください。

③について用紙が不足する場合は、コピーもしくは市のホームページからダウンロードしてください。

全ての用紙について、控が必要な場合はコピーを取って保管してください。

受領印を押した控の返送を希望される場合は、申告書(提出用・控用)2枚と切手を貼った返信用封筒を提出してください。(申告書2枚・切手を貼った返信用封筒の全てが揃っている場合のみ控を返送します)

### ③ 申告方法と提出書類

申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
	令和8年1月1日 現在 所有されている 償却資産	令和7年1月2日 から 令和8年1月1日 までの間に 増加又は減少した 償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
全資産用・ プレ申告書	増減資産用				
初めて申告される方	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
資産の増減がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> *3
資産の増減がない方	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> *1		
償却資産のない方			<input type="radio"/> *1		
事業が転出・廃業となつた方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> *1		<input type="radio"/>
電算処理方式にて 申告される方	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> *2	<input type="radio"/> *2	

\* 1：申告書右下19～21の該当する項目にチェックをした上でご提出ください。

\* 2：電算処理方式では、評価額を算出した種類別明細書(全資産用・プレ申告用)を提出してください。

\* 3：増加した資産と減少した資産の両方がある場合、種類別明細書は増加用、減少用に分けて記入してください。

増加のみ、減少のみの場合でも、全資産用に追記・訂正するのではなく、増減資産用に記入してください。

## 4 記入要領

「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の各欄の記入方法については、以下のとおりです。

下記以外の項目については、11ページをご覧ください。

欄	記入の仕方	留意事項
10 短縮耐用年数の承認	法人税法又は所得税法の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方に○をつけてください。	「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。
11 増加償却の届出	法人税法又は所得税法の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方に○をつけてください。	「有」に該当する場合は、「届出書」の写しを添付してください。
12 非課税該当資産	地方税法第348条第2項に規定される、非課税に該当する資産の有無について、該当する方に○をつけてください。	非課税に該当する資産については、別途書類の提出が必要です。(8ページ参照)
13 課税標準の特例	地方税法第349条の3及び本法附則第15条に規定される、特例適用資産の有無について該当する方に○をつけてください。	課税標準の特例に該当する資産については、別途書類の提出が必要です。(7ページ参照)
14 特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法の規定又は所得税法の規定による圧縮記帳の有無について該当する方に○をつけてください。	償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められていません。圧縮前の取得価額としてください。
15 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方に○をつけてください。	
16 青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方に○をつけてください。	
22 備考	添付書類の名称や、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項を記入してください。	
(イ)前年前に取得したもの	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	この額は前年度の申告書の(二)欄の額と同じです。
(ロ)前年中に減少したもの	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	この欄の合計額は種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。
(ハ)前年中に取得したもの	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	この欄の合計額は種類別明細書(増加資産用)の取得価額の合計額と同じです。
(二)計	(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	

「種類別明細書(全資産用・プレ申告用)」、「種類別明細書(増減資産用)」の各欄の記入方法については、12~14ページをご覧ください。

## 例記(帳台課課税資産の却去償)告申産資

- ◎記入できる部分はすべて記入してください。
- ◎印字内容に誤り・変更などがあれば、抹消線

## 種類別明細書(全資産用・プレ申告用)記入例

- 初めて申告される方、電算申告をされる方は**全資産用**の種類別明細書に記入してください。
- 初めて申告される方は、令和8年1月1日現在において所有されている全ての資産を記入してください。

## 種類別明細書（増減資産用）記入例

◎昨年慶に申告された方は、増減資産用の種類別明細書に記入してください。

- ◎増加した資産と減少した資産の両方がある場合、種類別明細書は**増加用**、**減少用**と**分けて記入してください**。
- ◎増加用の種類別明細書には、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに新たに取得した資産(同期間に移動アサヒ除却)を譲り受けた場合も含めます。

又は株式会社の買主を除く、を記入して下さい。

## 【異動区分】

増加資産を記入。添写細書に「本、**増**の部分に〇をつけました。」

【增減事由】	
第一	1...新品取得
第二	2...中古品取得

所 有 者 名 枚のうち  
豊 中 希 枚 目

## 【資産の種類】

**【物件番号】**新規取扱資産については、物件番号を記入する必要はありません。

## 【資産の名称等】 資産の名称・規格など

**【取得年月】** 資産を取得した年月を記入してください。  
**【年号】** 年号は、下記から対応する番号を記入してください。

1 …明治 2 …大正  
3 …昭和 4 …平成  
5 …令和

**【元日取得】** 元日(1月1日)に取得した資産には「1」を記入してください。  
※元日以外に取得した場合、記入の必要はありません。

【取扱】

全部減少の場合は「0」が入ります)をご記載ください。

## 省令改正による耐震化実施年数別表

する場合は、摘要欄に“省令改正”と記入し、了と打さない。

【耐用年数】

【耐用年数】

課税標準の特例がある資産についてはその内容を記入してください。

摘要

【增減事由】  
1 ……新品取得  
2 ……中古品取得

卷之三

## 種類別明細書(増減資産用)記入例

減少

【異動区分】  
1…増加  
2…減少  
3…訂正

所 有 者 名		枚 の う ち		令 和 8 年 度		種類別明細書(増減資産用)	
豊 中 希		枚 目					
行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物 件 番 号	資 产 的 名 称 等	数 量	取 得 年 月 (注3)	元 日 取 得 (注4)
01	2	1	5	看板	1 / 4	5 4	1 千萬円
02	2	2	9	シンプレッサー	1 / 4	18 5	350万円
03	2	2	13	加工機	1 / 4	16 3	170万円
04	2	6	22	応接セット	1 / 4	30 1	15.8万円
05	2	6	30	エアコン	2 / 5	1 6	200万円
06							20万円
07							
08							
09							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

壳却、廃棄、市外へ  
移転などにより資産  
が減少した場合は、  
「償却資産種類別明  
細書」に記載されて  
いるところに転記し  
てください。  
また、資産の一部が  
減少した場合は、  
減少した数量と取得  
価額を記入してください。

減少資産を記入した明細書には、「減」の部分に○をつけてください。

【増減事由】
1…新品取得 2…中古品取得 3…売却 4…滅失 5…移動 6…その他
帳票識別コード 申告区分 処理方式 申告書等送付番号
XX02 □ 当初申告・□ 修正申告 □ 一般処理 12345-6789
第二十六号様式別表二(提出用)(用紙日本産業規格A) (第十四条関係)

【摘要】  
増減事由が「5 移動」で減少した資産  
については受入先を、  
「6 その他」について  
(は具体的な事由を記  
入してください。  
また、減少事由につ  
いて必要事項を適  
宜記入してください。

申告年度は記入する  
必要はありません。

注意1 「異動区分」の欄は、1…増加、2…減少、3…訂正、のいずれかの数字をご記載ください。  
注意2 「資産の種類」の欄は、1…電子機器、2…機械及び装置、3…機械及び装置、4…車両及び運搬具、5…工具、器具及び備品、6…工具、器具及び備品、のいずれかの数字をご記載ください。  
注意3 「取扱年月」の欄は、3…昭和、4…平成、5…令和、のいずれかの数字をご記載ください。  
注意4 「元日取扱」の欄は、元日(1月1日)に取得した場合には1をご記載ください。「(例)金部減少の場合は「0」が入ります」をご記載ください。  
注意5 「処理方式」が「一般処理」の場合、「黒動区分」が2以上の資産について、「(例)取得価額は減少後の「取得価額」((例)金部減少の場合は「0」が入ります)をご記載ください。  
注意6 「増減事由」の欄は、1…新品取得、2…中古品取得、3…売却、4…滅失、5…移動、6…その他、のいずれかの数字をご記載ください。

## eLTAXでの電子申告をご利用ください!

豊中市では地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用した電子申告の受付を行っています。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

オフィスや自宅  
から簡単に申告でき、  
来庁不要です!

複数の地方公共団体に  
まとめて申告する  
ことが可能です!  
(eLTAX導入団体に限ります)

市販の税務・会計  
ソフトのデータで  
そのまま申告できます!  
(eLTAX対応ソフトに限ります)

ホームページアドレス : <https://www.eltax.lta.go.jp>

ヘルプデスク : TEL 0570-081459 (つながらない場合: 03-6745-0720)

[電話受付] 9:00~17:00(土・日・祝祭日と12/29~1/3を除く)

### 提出前にご確認をお願いします

申告書に連絡先は記入されていますか?

申告書に資産の所在地は記入されていますか?

申告書に個人番号又は法人番号の記入はありますか?

申告書に申告書等送付番号の記入はありますか?

増加資産の耐用年数は記入されていますか?

特例・非課税該当償却資産がある場合、  
必要な書類を添付していますか?

確認してね!



### 申告書の提出・お問い合わせ先

## 豊中市 固定資産税課 償却資産担当

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号(第一庁舎2階)

TEL 06-6858-2144(直通) FAX 06-6842-2797

ホームページアドレス <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/sizei/kotei/shikumi/syoukyaku-honnbn.html>

豊中市 償却資産

検索



〒561-8501

大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市 固定資産税課  
償却資産担当 行

償却資産申告書在中

左記ラベルを切り取ってご利用ください。